

1. 検討会の趣旨

国立大学法人等施設の整備事業の透明性・客観性を確保するため、学識経験者等から構成される検討会を開催し、事業選定に当たっての評価等を実施。

※ 会議は、非公開(会議後、議事概要等を公表)

2. 委員

- 外部有識者により構成。
- 委員の任期は2年(再任は原則として通算10年まで)。

※ 委員の氏名等は、任期終了後まで非公表

3. 令和6年度スケジュール(案)

(1) 施設整備の方向性の決定

【第1回会議(2024年5月17日):web会議】

整備の基本的考え方(重点課題等)や事業評価・選定の考え方についてご意見をいただき、主査一任により決定。

↓ **【6月中旬】大学等からの事業要求書の提出**

(2) 事業評価の実施【2024年7月中下旬中】(メール送付)

大学等からの要求事業について、必要性・緊急性等の観点から評価を実施(事業評価はSABCの4段階評価)。

※ 評価について、委員に評価作業(事務局案のチェック)を依頼。

(3) 事業選定の実施【第2回会議(2024年8月上旬):web会議】

委員の評価結果を取りまとめ、評価の高い事業の中から、重点課題等を考慮して、概算要求事業を選定。

↓ **【8月下旬】国の概算要求**

(4) 予算案の事業選定

【第3回会議(2024年12月中旬)】

概算要求事業の中から政府予算案に盛り込む事業案(原案)を選定。

第3回会議後の予算調整等により、原案から重要な変更が生じた場合は、主査の了解を得る。

↓ **【12月末】政府予算案の閣議決定**

国立大学法人等施設整備に関する検討会について

平成 13 年 8 月 22 日
文教施設部長決定
平成 14 年 7 月 2 日一部改正
平成 15 年 8 月 1 日一部改正
平成 16 年 7 月 22 日一部改正
平成 17 年 7 月 21 日一部改正
平成 18 年 5 月 17 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 12 月 18 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 10 月 16 日一部改正
令和元年 5 月 20 日一部改正

1 趣 旨

国立大学法人等施設整備に係る事業の選定について、透明性・客観性を確保する観点から、学識経験等を有する者による「国立大学法人等施設整備に関する検討会」（以下「施設検討会」という。）を開催し、事業の実施に係る事項について必要な検討を行う。

2 構 成

- (1) 委員は、公正中立の立場で国立大学法人等の施設整備に関する検討を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、文教施設企画・防災部長が依頼する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者にも協力を求めることができる。
- (3) 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、原則として通算 10 年を超えての依頼は行わないこととする。
また、委員が欠けた場合等で期間途中で就任した委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。
- (4) 委員は、非常勤とする。
- (5) 施設検討会に主査及び副主査を置き、委員の互選により選任する。

3 検討事項

施設検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 国立大学法人等施設整備事業に係る整備方針（案）に関すること

- (2) 国立大学法人等施設整備事業に係る採択基準（案）に関する事
- (3) 国立大学法人等施設整備費概算要求事業（案）に関する事
- (4) 国立大学法人等施設整備費実施予定事業に関する事
- (5) その他事業の実施に係る事項のうち特に検討を要するもの

4 P F I 検討会

- (1) 記3の検討事項のうち、P F Iに係る専門の事項について検討を行うため、施設検討会にP F I検討会を置く。
- (2) P F I検討会の構成については、記2の規定を準用する。
- (3) P F I検討会における検討の結果については、施設検討会に報告する。
- (4) P F I検討会の運営に関し必要な事項は、P F I検討会において別に定める。

5 施設検討会は、検討の結果を文教施設企画・防災部長に報告する。

6 施設検討会の運営に関し必要な事項は、施設検討会において別に定める。

7 施設検討会及びP F I検討会の庶務は、関係課の協力の下に、文教施設企画・防災部計画課において処理する。

附則

この規則は、令和元年5月20日から施行する。